

熊本県道路監理員服務要綱

（目 的）

第1条 この要綱は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第71条第4項の規定により知事が任命した道路監理員の服務について定め、もって適正かつ円滑な道路管理に資することを目的とする。

（職 務）

第2条 道路監理員は、熊本県知事及び熊本県の管理する道路を巡視し、法第46条第2項及び第71条第4項若しくは第5項に規定する権限を道路管理者に代わって行使するものとする。

（身分証明書等）

第3条 道路監理員は、その職務に従事するときは、道路法施行規則（昭和27年建設省 令第25号）による身分証明書及び道路監理員手帳を携帯し、原則として道路監理員の腕章（別記第1号様式）を着けなければならない。この場合において、関係人の請求があったときは、身分証明書を呈示しなければならない。

（通行規制の報告等）

第4条 道路監理員は、法第46条第2項の規定に基づき、通行の禁止又は制限を行った場合は、本庁道路監理員にあっては道路保全課長に、広域本部（県央を除く。以下同じ。）道路監理員又は地域振興局道路監理員にあっては所属広域本部長又は所属地域振興局長に、ただちにその旨を報告するものとする。この場合において、道路保全課長にあっては所管広域本部長又は所管地域振興局長に、広域本部長又は地域振興局長にあっては土木部長（道路保全課）に、それぞれその旨を通知又は報告（別記第2号様式）をするものとする。

（監督処分）

第5条 道路監理員は、法第71条第4項の規定に基づき次の各号に掲げる規定又はこれらの規定に基づく処分に違反しているもの（法第71条第1項又は第2項の規定による道路管理者の処分に違反しているものを含む。以下「違反者」という。）に対し、必要な措置を命ずるものとする。

- （1）法第24条の規定に基づく道路管理者以外の者の行う工事に関すること。
- （2）法第32条第1項又は第3項の規定による道路の占用の許可に関すること。
- （3）法第37条の規定による道路の占用の禁止又は制限区域等に関すること。
- （4）法第40条の規定による原状回復に関すること。
- （5）法第43条の規定による道路に関する禁止行為に関すること。
- （6）法第44条第3項又は第4項の規定に基づく沿道区域における土地等の管理者の損害予防義務に関すること。
- （7）法第46条第1項若しくは第3項又は第47条第3項の規定に基づく通行の禁止又は制限に関すること。
- （8）法第47条の3第2項の規定に基づく車両の通行に関する措置に関すること。
- （9）法第48条第1項若しくは第2項の規定に基づく道路保全立体区域内の制限に関すること。

2 道路監理員は、法第71条第5項の規定に基づき、次の各号に掲げる権限を行使するものとする。

- (1) 法第43条の2の規定に基づく車輛の積載物の落下の予防等の措置に関すること。
- (2) 法第47条の3第1項の規定に基づく車両の通行に関する措置に関すること。
- (3) 法第48条第4項の規定に基づく道路保全立体区域内の制限に関すること。
- (4) 法第48条の12又は第48条の16の規定に基づく違反行為に対する措置に関すること。
(警告書等の交付及び報告等)

第6条 道路監理員は、前条第1項の規定により必要な措置を命じようとする場合は、次の各号の区分に従い警告書（別記第3号様式）又は命令書（別記第4号様式）を違反者に交付するものとする。ただし、法第47条第1項に規定する最高限度又は同条第3項に規定する限度を超える車両（以下「特殊車両」という。）については、「特殊車両の通行に関する指導取締要領」（昭和54年2月2日付道維第1085号土木部長通知。以下「要領」という。）第3の1（3）に基づく指導警告書（別記様式第3）又は第3の1に基づく措置命令書（別記様式第2）を違反者に交付するものとする。

- (1) 違反者に対して2回までは警告書
- (2) 違反者が警告書の交付を受けても正当な理由がなく履行しないときは命令書
- (3) 特殊車両の違反者に対しては、違反の態様、程度、道路及び交通状況並びに取り得る措置等諸般の事情を勘案して指導警告書又は措置命令書

2 前項の警告書若しくは指導警告書（以下「警告書等」という。）又は命令書若しくは措置命令書（以下「命令書等」という。）を交付した場合は、本庁道路監理員にあつては道路保全課長に、広域本部道路監理員又は地域振興局道路監理員にあつては所属広域本部長又は所属地域振興局長に、ただちにその旨を報告するものとする。この場合において、道路保全課長にあつては所管広域本部長又は所管地域振興局長に、広域本部長又は地域振興局長にあつては土木部長（道路保全課長）に、それぞれの写しを送付するものとする。

（聴 聞）

第7条 道路監理員は、前条第1項第2号に規定する命令又は第3号に規定する措置命令を行おうとする場合は、行政手続法（平成5年法律第88号。以下「手続法」という。）第13条第1項に基づく聴聞又は弁明の機会の付与（以下「聴聞会」という。）を行うものとする。

2 前項に定める聴聞会を行う場合は、手続法第3章第2節に規定する聴聞及び同法第3章第3節に規定する弁明の機会の付与に関する手続、並びに「熊本県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則」（平成6年10月1日規則第45号）に定める手続によるものとする。

（報告及び通知）

第8条 道路監理員は、違反が極めて悪質であると認められるときは、ただちにその旨を、本庁道路監理員にあつては道路保全課長に、広域本部道路監理員又は地域振興局道路監理員にあつては所属広域本部長又は所属地域振興局長に、それぞれ報告し指示を求めなければならない。この場合において、道路保全課長にあつては当該事案の所属する広域本部長又は地域振興局長にその旨を通知するものとする。

2 前項の報告又は通知を受けた広域本部長又は地域振興局長は、その事態を調査し、経過及び現場の状況等を土木部長（道路保全課）に報告するものとする。

(道路監理記録簿)

第9条 道路監理員は、道路を巡視し、警告書等又は命令書等を交付したときは、その状況を道路監理記録簿（別記第5号様式）に記載し、併せて警告書等又は命令書等の写しを道路監理記録簿の余白に貼付するものとする。

2 前項の道路監理記録簿は、道路保全課及び広域本部又は地域振興局にそれぞれ備え付けるものとする。

附 則

1 この要綱は、昭和47年4月1日から施行する。

2 熊本県道路監理員服務心得（昭和41年4月21日制定）は、廃止する。

附 則（昭和57年2月22日一部改正）

この要綱は、昭和57年2月22日から施行する。

附 則（平成8年4月19日一部改正）

この要綱は、平成8年4月19日から施行する。

附 則（平成12年4月3日一部改正）

この要綱は、平成12年4月3日から施行する。

附 則（平成15年5月6日一部改正）

この要綱は、平成15年5月6日から施行する。

附 則（平成18年4月27日一部改正）

この要綱は、平成18年4月27日から施行する。

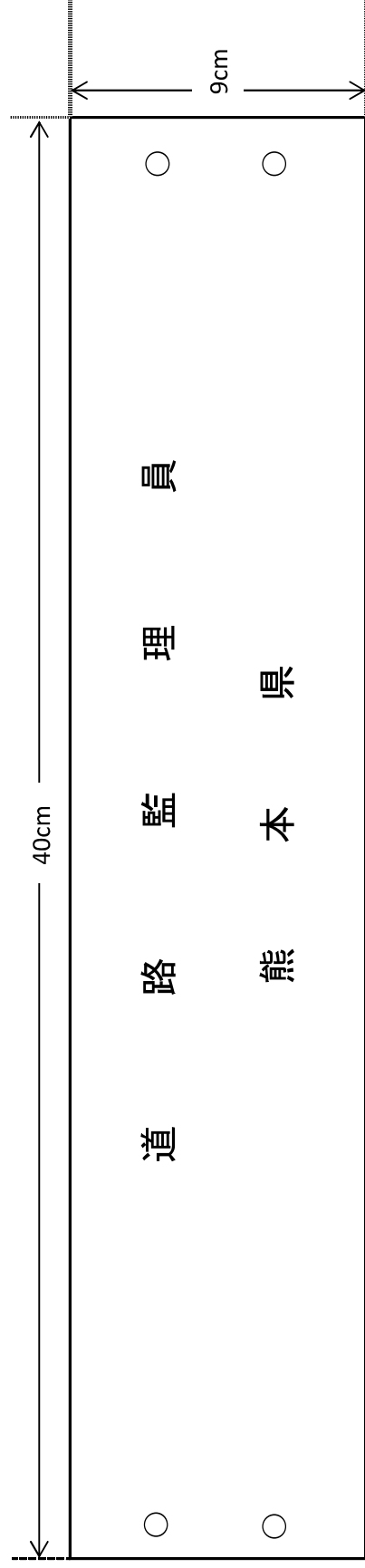
附 則（平成24年4月1日一部改正）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

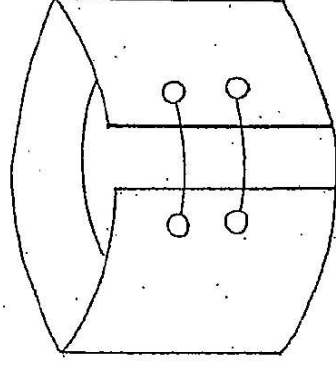
附 則（平成26年5月30日一部改正）

この要綱は、平成26年5月30日から施行する。

(別記第1号様式)



(注) 黄色布地ビニール被覆とする。



(別記第2号様式)

第 号
年 月 日

様

広域本部長
地域振興局長
道路保全課長

印

(道路監理員 印)

道路監理員による通行規制について (報告)
(通知)

道路法第46条第2項の規定に基づいて、下記のとおり通行規制を実施しましたので報告（通知）します。

記

路 線 名	道 号 線
場 所	
通行規制の方法	
通行規制の日時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
通行規制の原因	
そ の 他	

(注) 1. 不用の文字は抹消すること。

2. 5万分の1程度の位置図を添付すること。

警 告 書



年	月	日
---	---	---

市	町	番地
郡	村	
様		

熊 本 県 道 路 監 理 員

印

所 属

あなたの行為は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 条 の規定に違反しておりますので、ただちに工事を中止、物件を移転、除却して現状に復してください。

もし 月 日 までに原状に復さない場合は、道路法第 条の規定により罰せられることがあります。

路 線 名	道	号
		線
所 在 地		
違 反 事 項		

(注) 不用の文字は末梢すること。

警 告 書

年 月 日

市 町 番地
郡 村
様

熊 本 県 道 路 監 理 員

印

所 属

あなたの行為は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 条 の
規定に違反しておりますので、ただちに工事を中止、物件を移転、除却して現状に復してく
ださい。

もし 月 日 までに原状に復さない場合は、道路法第 条の規定に
より罰せられることがあります。

路 線 名 道 号
線

所 在 地

違 反 事 項

（注）不用の文字は末梢すること。

（ 2 枚目～ 4 枚目）

命 令 書

住 所

氏 名

あなたは 年 月 日及び 年 月 日に警告したにもかかわらず、期限までに履行しないので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 71 条第 4 項（第 5 項）の規定により下記のとおり命令します。

記

路 線 名	道 号線
場 所	
命 令 事 項	
違 反 事 項	
摘 要	この命令に違反した者は、道路法の規定に基づき懲役又は罰金に処せられ、あるいは行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）の規定により強制執行を受けることがあります。

(教 示)

※ 平成 17 年 3 月 10 日 道総第 1049 号通知を参照。

年 月 日

熊本県道路監理員

(所属)

氏 名

(注) 不用の文字は末梢すること。

道路監理記録簿

課長 (部長)	補佐 (副部長)	補佐 (課長)	班長 (課長)	年 月 日	曜日	曜日	道路監理員 氏 名	⑤
					天候			
路 線 名	場 所	違 反 所	住 者 氏 名	警告又は命令事項		摘 要		

(別紙)

〔注 意 事 項〕

1 道路監理員の職務は、道路監理員に与えられた権限で、その発動を必要とするような事態がある場合において、即座にこれを行行使することを要請されるものであるから、このような場合に、道路管理者に代わってその代理機関として自らの判断において、必要な措置を迅速かつ的確に命じ、道路の適正な維持管理を図ることであるから、その目的を逸脱しないよう注意するとともに、特に権限の行使にあたっては、現にその乱用を避け慎重に行うこと。

2 警告書は、道路監理員手帳に挿入しているので、道路パトロールの際には、常に同手帳を携帯し違反者に対しその場で交付すること。

なお、特殊車両の違反者に対しては、同手帳中に「特殊車両の通行に関する指導取締要領」(昭和54年2月2日付け道維第1085号土木部長通知、以下「要領」という。)第3の1(1)に規定する指導警告書を挿入しているので、同用紙を使用すること。

また、警告書及び指導警告書の用紙は4部複写式にしているので、1部を本人に交付し、1部は控えとし、1部を道路監理記録簿に貼付し、1部は「熊本県道路監理員服務要綱」(以下「要綱」という。)第6条第2項に規定したとおり土木部長(道路保全課長)又は所管広域本部(県央を除く。以下同じ。)長、所管地域振興局長に送付し、報告又は通知に代えるものとする。

3 要綱第4条は、道路監理員による緊急時における通行規制を定めたもので、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であるため緊急に道路の通行を禁止し、又は制限する必要がある場合において、道路監理員が時宜に適した通行規制の措置を一時取りうるようにしたものであるもので、その運用にあたっては、状況に応じた適切な措置を取ること。

4 要綱第5条第2項第1号は、車輛の落下物による事故を未然に防止するために定めたものであるもので、道路パトロールの際は十分注意すること。

同条第1項第7号の道路法第47号第3項及び要綱第5条第2項第2号は、特殊車両関係について定めたものであり、道路法(昭和27年法律第180号)、車両制限令(昭和36年政令第265号)及び要領を十分理解しておくこと。

要綱第5条第2項第3号の道路法第48条の12は自動車専用道路について、また要綱第5条第2項第4号の道路法第48条の16は、自転車専用道路、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路の違反行為に対する措置を定めたものであるもので注意すること。

5 要綱第6条の警告書及び命令書の交付は、違反物件(または違反行為)について発見した場合、警告書を交付し、なおかつ2回目の警告書の指定期日までに警告事項が履行されない場合に命令書を交付すること。

また、特殊車両の違反者に対しては、要領第3の1の規定に基づき、違反の態様等を勘案して指導警告書または措置命令書を交付すること。

なお、警告書もしくは指導警告書(以下「警告書等」という。)又は命令書もしくは措置命令書(以下「命令書等」という。)を交付したときは、控え用紙に相手方の受領印を押印させること。

6 要綱第7条前段の聴聞又は弁明の機会の付与については、不利益処分の名あて人となるべき者に対して、許可等の取消等不利益の程度が大きい処分にあつては聴聞を、それ以外の処分にあつては弁明の機会の付与が必要であるので注意すること。

7 第8条関係

(1) 「極めて悪質であると認められるとき」とは、違反の態様が道路管理上著しく支障がある場合又は命令書を交付した後において指定期日までに命令事項が履行されない場合等をいう。

(2) 道路保全課長又は広域本部長、地域振興局長への報告は、その状況を明らかに記載した文書によること。

(3) 道路管理者からの報告又は道路保全課長からの通知を受けた広域本部長、地域振興局長は、道路管理員の命令事項及びその経過並びに現場の状況等を記載した文書（写真貼付）に意見を付して、土木部長（道路保全課長）に報告すること。

8 警告書もしくは命令書等に記載する事項は、違反者が容易に理解できるように具体的に必要な措置を記載し、指定期日の決定については、十分余裕のある期間を取り慎重を期すこと。